

## 各務原市景観形成助成金交付要綱

(平成18年6月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）第35条及び第36条の規定に基づき、良好な景観の形成に著しく寄与する行為を行う者等に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

(1) 条例第15条の規定に基づき重点風景地区として指定した地区の区域内における景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物の整備行為のうち、次に掲げるもの

ア 外観（道路から見える部分に限る。以下同じ。）の保存に係る整備行為

イ 建物補強に関する整備行為

(2) 条例第15条の規定に基づき重点風景地区として指定した中山道鶉沼宿地区及び中山道新加納立場地区の区域内において、法第16条第1項各号の規定による届出をした者が行う整備行為のうち、次に掲げるもの

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。）の建築等又は外観の整備のうち、景観に配慮したと認められる部分の整備行為

イ 外観の保存に係る整備行為のうち、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる整備行為

ウ 建物補強に関する整備行為

(3) その他市長が特に認める整備行為

(4) 前3号の整備行為の基本設計及び実施設計

(建物補強に関する整備行為)

第2条の2 前条第1号イ、第2号ウ及び第3号の規定による建物補強に関する整備行為は、次の各号のいずれかに該当する整備行為でなければならない。

(1) 各務原市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成21年3月30日決裁）第2条第3号による耐震診断を実施し補強前の上部構造評点が1.0未満とされた木造

住宅で、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱（平成18年4月1日決裁。以下「耐震化促進要綱」という。）第3条第2号（ア）及び（イ）の規定により耐震補強工事を行い、補強後の上部構造評点が補強前を超える整備行為

(2)耐震化促進要綱第3条第1号の建築物耐震診断事業を実施し構造耐震指標が0.6未満又は保有水平耐力に係る指標が1.0未満とされた建築物で、補強後の構造耐震指標又は保有水平耐力に係る指標が、補強前を超える整備行為

(3)門、塀等については、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項による建築士をいう。）が耐震上の補強を考慮した設計で、市長が認めた整備行為

（助成金の額等）

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、景観形成助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)設計図書

(2)工事費見積書

(3)建物補強に関する整備行為の場合は、耐震診断結果（補強提案書を含む。）の写し

(4)その他市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、景観形成助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定した場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

（変更）

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、申請書に記載した事項及び添付書類の内容を変更しようとするときは、景観形成助成金対象行為変更申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市

長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、景観形成助成金交付変更承認書（様式第4号）により助成対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 助成対象者は、助成対象行為を中止しようとするときは、景観形成助成金交付申請取下届（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（完了報告）

第8条 助成対象者は、助成対象行為が完了したときは、速やかに景観形成助成金対象行為完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）実施設計図書

（2）工事費内訳書

（3）工事写真

（4）その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに現況調査を行い、申請内容と相違ないと認めたときは、助成金の額を確定し、景観形成助成金交付確定通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

2 同一の建築物等で行う行為の場合において、助成金の交付の限度額に達したものについては、最初の助成金の交付の日から15年以内は、助成金の交付の対象としない。

（助成金の請求）

第10条 助成対象者は、前条の通知を受けたときは、景観形成助成金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（助成金の交付）

第11条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき。

- (2) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。
- (4) 助成金の対象となった建築物等を15年以内に取り壊したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

2 前条第4号の行為を行った者については、その行為に至るまでの期間に応じ、交付金額に年6.6%の割合を乗じて得た金額を交付金額から減じて返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月1日決裁)

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日決裁)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月31日決裁)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		助成対象経費	助成金の額 (1箇所につき)	助成金の 上限額
中山道鵜沼 宿地区 ・ 中山道新加 納立場地区 を除く重点 風景地区	景 観 重 要 建 造 物	基本設計及び実施設計に係 る設計費	助成対象経費の 2分の1以内の額	10万円
		建築物の外観の保存に係る 整備費及び建物補強整備費	助成対象経費の 2分の1以内の額	300万円
		門、塀等の外観の保存に係 る整備費及び補強整備費	助成対象経費の 2分の1以内の額	100万円
中山道鵜沼 宿地区 ・ 中山道新加 納立場地区	保 全 型	基本設計及び実施設計に係 る設計費	助成対象経費の 3分の2以内の額	20万円
		歴史的景観を残す建築物の 外観の保存に係る整備費及 び建物補強整備費	助成対象経費の 3分の2以内の額	300万円
		歴史的景観を残す門、塀等 の外観の保存に係る整備費 及び補強整備費	助成対象経費の 3分の2以内の額	150万円
	創 造 型	基本設計及び実施設計に係 る設計費	助成対象経費の 2分の1以内の額	10万円
		建築物の新築、増築、改築 等に係る外観の整備費	助成対象経費の 3分の1以内の額	100万円
		門、塀等の新築、増築、改 築等に係る外観の整備費	助成対象経費の 3分の1以内の額	100万円
	景 観 重 要 建 造 物	基本設計及び実施設計に係 る設計費	助成対象経費の 3分の2以内の額	20万円
		建築物の外観の保存に係る 整備費及び建物補強整備費	助成対象経費の 3分の2以内の額	500万円
		門、塀等の外観の保存に係 る整備費及び補強整備費	助成対象経費の 3分の2以内の額	150万円

備考 この表において「1箇所」とは、建築物については1棟をいい、門、塀等については1団の土地にあるものをいう。